

(保 233)

平成 21 年 2 月 6 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
藤 原 淳

「「診療報酬請求書等の記載要領等について」  
等の一部改正について」の一部訂正について

「高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令」（平成 20 年政令第 357 号）が公布され、平成 21 年 1 月 1 日より施行されることに伴い、「診療報酬請求書等の記載要領等について」及び「訪問看護費請求書等の記載要領について」の一部が改正され、平成 21 年 1 月 1 日より適用されることについては、平成 20 年 12 月 15 日付け(保 199)『「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正について』によりご連絡申し上げたところですが、その内容に別添のとおり一部訂正がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

<添付資料>

「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」の一部訂正について  
(平 21. 1. 28 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡

平成21年1月28日

地方厚生（支）局医療保険課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

「「診療報酬請求書の記載要領等について」等の一部改正について」  
の一部訂正について

「「診療報酬請求書の記載要領等について」等の一部改正について」（平成20年11月28日保  
医発第1128003号）について、別添のとおり訂正するので、その取り扱いに遺漏のないよう関係者  
に対し、周知徹底を図られたい。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について  
(平成20年11月28日保医発第1128003号)

3 別紙1のⅡの第3の2の(39)の「オ」を「カ」とし、「エ」の次に次のように加える。

オ 高齢者医療確保法第50条第2号に該当する者（65歳から75歳未満の者であつて、後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者）が75歳に到達した月に療養を受けた場合（自己負担限度額が2分の1とならない場合）であつて、「療養の給付」欄の「負担金額」若しくは「一部負担金額」の項に金額を記載する場合、公費負担医療受給者の場合又は「特記事項」欄に「長」と記載する場合には、「摘要」欄に障害と記載すること。

4 別紙1のⅢの第3の2の(34)の「オ」中「健康保険法施行令第42条第6項第1号」を「健康保険法施行令第42条第8項第1号」に改め、「ス」の次に次のように加える。

セ 自己負担限度額特例対象被扶養者等の場合には、「特記事項」欄に「高半」と記載すること。

ソ 高齢者医療確保法第50条第2号に該当する者（65歳から75歳未満の者であつて、後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者）が75歳に到達した月に療養を受けた場合（自己負担限度額が2分の1とならない場合）であつて、「一部負担金額」欄に金額を記載する場合又は公費負担医療受給者の場合には、「摘要」欄に障害と記載すること。

5 別紙1のⅣの第2の2の(33)の「ア」中「健康保険法施行令第42条第6項第1号」を「健康保険法施行令第42条第8項第1号」に改め、「エ」の次に次のように加える。

オ 自己負担限度額特例対象被扶養者等の場合には、「特記事項」欄に「高半」と記載すること。

カ 高齢者医療確保法第50条第2号に該当する者（65歳から75歳未満の者であつて、後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者）が75歳に到達した月に療養を受けた場合（自己負担限度額が2分の1とならない場合）であつて、「一部負担金額」欄に金額を記載する場合、公費負担医療受給者の場合又は「特記事項」欄に「長」と記載する場合には、「摘要」欄に障害と記載すること。